令和4年2月定例会 議案説明会

<予算案件以外の案件一覧>

<令和4年度分>

◆ 条例案件 5件

| 番号 | 案件 名 | 提案理由 |
|-------------------|--|---|
| 議第47号 | 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制 定について | 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に 伴い、規定の整備を図るためのもの |
| 議第51号 | 山形県国民健康保険財政安定化基金条例の一 部を改正する条例の制定について | 国民健康保険法の一部改正等に伴い、国民 健康保険事業費納付金の著しい上昇の抑制 等のための経費に充てる場合に、基金を処 分することができること等を定めるための もの |
| 議第52号 | 山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の制 定について | |
| 議第53 号 | 山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及 び運営に関する基準等を定める条例の一部を 改正する条例の制定について | 社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に 伴い、規定の整備を図るためのもの |
| 議第54 号 | 山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例の一部を改 正する条例の一部を改正する条例の制定につ いて | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービスの事業等の人員、設備及び運営に 関する基準等に関する省令の一部改正に伴 い、一定の福祉型障害児入所施設を指定障 害者支援施設等とみなす特例措置の適用期 間を延長するためのもの |

◆ 条例以外の案件 なし

令和4年2月定例会 議案説明会

<健康福祉部所管の2月補正予算の概要>

〔一般会計〕

1 総括表

(単位:千円)

| 令和3年度現計予算 | 2月補正 | 2月補正後 |
|---------------|-------------|---------------|
| 123, 157, 687 | 1, 605, 930 | 124, 763, 617 |

2 主な内容

(1) 政府の補正予算等への対応(主なもの)

医療的ケア児支援センター開設支援 ※繰越明許費を併せて設定 2,000千円

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応(主なもの)

| (1) | 入院医療提供体制の確保 | 2,012,363千円 |
|-----|-------------|-------------|
|-----|-------------|-------------|

32 新型コロナワクチン大規模接種事業
 60,310千円

(3) 基金への積立て

地域医療介護総合確保基金積立金 5,131,455千円

(地域医療構想の達成に向けた医療機関の運営の支援等)

(4) 事業実績等により減額する事業(主なもの)

| (1) | 県立病院事業会計への負担金・貸付金等 | △4,789,094千円 |
|-----|--------------------|--------------|
| | | |

② 社会福祉施設整備補助事業(老人福祉施設) △404,751千円

山形県手数料条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

| 山形乐于奴将未例97 即名以 | 、止 9 ② 未 例 (朱) 利 旧 刈 忠 衣 |
|------------------------|---------------------------|
| 現 行 | 改 正 案 |
| (手数料の徴収) | (手数料の徴収) |
| 第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、そ | 第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、そ |
| れぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。こ | れぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。こ |
| の場合における当該手数料の金額は、当該各号 | の場合における当該手数料の金額は、当該各号 |
| に特別の計算単位の定めのあるものについては | に特別の計算単位の定めのあるものについては |
| その計算単位につき、その他のものについては | その計算単位につき、その他のものについては |
| 1 件につきそれぞれ当該各号に定める額とす | 1件につきそれぞれ当該各号に定める額とす |
| る。 | る。 |
| $(1) \sim (228) - 略 -$ | (1) ~(228) - 略- |
| (228)の2 社会 認定特定 1,000円 | (228)の2 社会 認定特定 1,000円 |
| 福祉士及び介護行為業務 | 福祉士及び介護 行為業務 |
| 福祉士法 (昭和 従事者認 | 福祉士法 (昭和 従事者認 |
| 62年法律第30 定証交付 | 62年法律第30 定証交付 |
| 号) <u>附則第4条</u> 手数料 | 号) <u>附則第11条</u> 手数料 |
| <u>第1項</u> 又は介護 | <u>第1項</u> 又は介護 |
| サービスの基盤 | サービスの基盤 |
| 強化のための介 | 強化のための介 |
| 護保険法等の一 | 護保険法等の一 |
| 部を改正する法 | 部を改正する法 |
| 律(平成23年法 | 律(平成23年法 |
| 律第72号)附則 | 律第72号)附則 |
| 第14条第2項の | 第14条第2項の |
| 規定に基づく認 | 規定に基づく認 |
| 定特定行為業務 | 定特定行為業務 |
| 従事者認定証の | 従事者認定証の |
| 交付 | 交付 |
| (228)の2の2 認定特定 900円 | (228)の2の2 認定特定 900円 |
| 社会福祉士及び行為業務 | 社会福祉士及び 行為業務 |
| 介護福祉士法附從事者認 | 介護福祉士法附 従事者認 |
| <u>則第4条第1項</u> 定証書換 | <u>則第11条第1項</u> 定証書換 |
| の規定に基づくえ交付手 | の規定に基づく え交付手 |
| 認定特定行為業数料 | 認定特定行為業 数料 |
| 務従事者認定証 | 務従事者認定証 |
| の書換え交付 | の書換え交付 |
| (228)の2の3 認定特定 900円 | (228)の2の3 認定特定 900円 |
| 社会福祉士及び行為業務 | 社会福祉士及び 行為業務 |
| 介護福祉士法附從事者認 | 介護福祉士法附從事者認 |
| 則第4条第1項定証再交 | 則第11条第1項 定証再交 |
| 又は介護サービ付手数料 | 又は介護サービ 付手数料 |
| スの基盤強化の | スの基盤強化の |
| ための介護保険 | ための介護保険 |
| | |
| 法等の一部を改 正する法律(平 | 法等の一部を改 正する法律(平 |

| 成23年法律第72 | |
|---|---------|
| 号)附則第14条 | |
| 第2項の規定に | |
| 基づく認定特定 | |
| 行為業務従事者 | |
| 認定証の再交付 | |
| (228)の2の4 登録研修 | 7,900円 |
| 社会福祉士及び機関登録 | |
| 介護福祉士法附申請手数 | |
| <u>則第6条</u> の規定料 | |
| に基づく登録研 | |
| 修機関の登録の | |
| 申請に対する審 | |
| 查 | |
| (228)の2の5 登録研修 | 4,500円 |
| 社会福祉士及び機関登録 | |
| 介護福祉士法 <u>附</u> 更新申請 | |
| <u>則第9条第1項</u> 手数料 | |
| の規定に基づく | |
| 登録研修機関の | |
| 登録の更新の申 | |
| 請に対する審査 | |
| (228)の2の6 登録特定 | 4,200円 |
| 社会福祉士及び行為事業 | (特定行 |
| 介護福祉士法附者登録申 | 為の変更 |
| <u>則第20条第1項</u> 請手数料 | に係るも |
| の規定に基づく | のにあっ |
| 登録特定行為事 | ては、 |
| 業者の登録の申 | 3,900円) |
| 請に対する審査 | |
| $(228) \mathcal{O} 2 \mathcal{O} 7 \sim (478) -\mathbb{H}$ | 格— |
| | |

2 一略一

成23年法律第72 号) 附則第14条 第2項の規定に 基づく認定特定 行為業務従事者 認定証の再交付 (228)の2の4 登録研修 7,900円 社会福祉士及び 機関登録 介護福祉士法附 申請手数 則第13条の規定料 に基づく登録研 修機関の登録の 申請に対する審 査 (228)の2の5 登録研修 4,500円 社会福祉士及び 機関登録 介護福祉士法附 更新申請 則第16条第1項手数料 の規定に基づく 登録研修機関の 登録の更新の申 請に対する審査 (228)の2の6 登録特定 4,200円 社会福祉士及び 行為事業 (特定行 介護福祉士法附 者登録申 為の変更 則第27条第1項請手数料 に係るも の規定に基づく のにあっ 登録特定行為事 ては、 業者の登録の申 3,900円) 請に対する審査 $(228) の 2 の 7 \sim (478) - 略-$

2 一略一

山形県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|------------------------------------|-----------------------------------|
| (運用) | (運用) |
| 第5条 法 <u>第81条の2第8項</u> に規定する収入は、 | 第5条 法 <u>第81条の2第9項</u> に規定する収入は、 |
| 一般会計歳入歳出予算に計上する。 | 一般会計歳入歳出予算に計上する。 |
| (処分) | (処分) |
| 第7条 基金は、法第81条の2第1項各号に掲げ | 第7条 基金は、法第81条の2第1項各号に掲げ |
| る事業に要する経費に充てる <u>場合又は</u> 同条第2 | る事業に要する経費に充てる <u>場合、</u> 同条第2項 |
| 項の規定により同項に規定する特別会計に繰り | の規定により同項に規定する特別会計に繰り入 |
| 入れる場合 <u>に限り</u> 、処分することができる。 | れる場合 <u>又は同条第4項の規定により同項に規</u> |
| | <u>定する特別会計に繰り入れる場合に限り</u> 、処分 |
| | することができる。 |
| 附則 | 附則 |
| 1 一略一 | 1 一略一 |
| 2 平成30年4月1日から <u>平成36年3月31日</u> まで | 2 平成30年4月1日から <u>令和6年3月31日</u> まで |
| の間、第7条の規定にかかわらず、基金は、算 | の間、第7条の規定にかかわらず、基金は、算 |
| 定政令附則第19条第1項に規定する特例事業に | 定政令附則第19条第1項に規定する特例事業に |
| 要する経費に充てる場合には、処分することが | 要する経費に充てる場合には、処分することが |
| できる。 | できる。 |

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)新 旧対照表

| 旧刈炽衣 | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| 現 行 | 改 正 案 |
| (懲戒に係る権限の濫用禁止) | (懲戒に係る権限の濫用禁止) |
| 第13条 児童福祉施設の長は、入所中の <u>児童等</u> に | 第13条 児童福祉施設の長は、入所中の <u>児童</u> に対 |
| 対し法第47条第1項本文の規定により親権を行 | し法第47条第1項本文の規定により親権を行う |
| う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の | 場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規 |
| 規定により懲戒に関しその <u>児童等</u> の福祉のため | 定により懲戒に関しその <u>児童</u> の福祉のために必 |
| に必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、 | 要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人 |
| 人格を辱める等その権限を濫用してはならな | 格を辱める等その権限を濫用してはならない。 |
| <i>د</i> ر. | |
| (職員) | (職員) |
| 第52条 福祉型児童発達支援センター(主として | 第52条 福祉型児童発達支援センター(主として |
| 難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター | 難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター |
| 及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型 | 及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型 |
| 児童発達支援センターを除く。)には、嘱託医、 | 児童発達支援センターを除く。)には、嘱託医、 |
| 児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童 | 児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童 |
| 発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むの | 発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むの |
| に必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当 | に必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当 |
| 職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担 | 職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担 |
| 当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活 | 当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活 |
| 及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼 | 及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼 |
| 吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他規則で定 | 吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他規則で定 |
| める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に | める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に |
| 受けることが不可欠である障害児に医療的ケア | 受けることが不可欠である障害児に医療的ケア |
| を行う場合には看護職員を、それぞれ置かなけ | を行う場合には看護職員を、それぞれ置かなけ |
| ればならない。ただし、次の各号に掲げる福祉 | ればならない。ただし、次の各号に掲げる福祉 |
| 型児童発達支援センター及び場合に応じ、それ | 型児童発達支援センター及び場合に応じ、それ |
| ぞれ当該各号に定める職員を置かないことがで | ぞれ当該各号に定める職員を置かないことがで |
| きる。 | きる。 |
| $(1) \sim (4) - m -$ | $(1) \sim (4) - \text{BC}$ |
| (5) 当該福祉型児童発達支援センター(社会 | |
| 福祉士及び介護福祉士法 <u>附則第20条第1項</u> の | |
| 登録に係る事業所である場合に限る。)にお | |
| いて、医療的ケアのうち特定行為(同法 <u>附則</u> | 1 |
| <u>第3条第1項</u> に規定する特定行為をいう。) | <u>第10条第1項</u> に規定する特定行為をいう。) |
| のみを必要とする障害児に対し、当該登録を | |
| 受けた者が自らの事業又はその一環として特 | |
| 定行為業務(同法 <u>附則第20条第1項</u> に規定す | |
| る特定行為業務をいう。)を行う場合 看護 | |
| 職員 2~7 —略— | 職員 2~7 —略— |
| | |

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正 する条例(案)新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|--|
| (従業者) | (従業者) |
| 第6条 一略一 | 第6条 一略一 |
| 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発 | 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発 |
| 達支援事業所において、日常生活を営むのに必 | 達支援事業所において、日常生活を営むのに必 |
| 要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員 | 要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員 |
| (日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当す | (日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当す |
| る職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び | る職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び |
| 社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器 | 社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器 |
| による呼吸管理、喀痰(かくたん)吸引その他規 | による呼吸管理、喀痰(かくたん)吸引その他規 |
| 則で定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒 | 則で定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒 |
| 常的に受けることが不可欠である障害児に医療 | 常的に受けることが不可欠である障害児に医療 |
| 的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産 | 的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産 |
| 師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。) | 師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。) |
| を、それぞれ置かなければならない。ただし、 | を、それぞれ置かなければならない。ただし、 |
| 次の各号のいずれかに該当する場合には、看護 | 次の各号のいずれかに該当する場合には、看護 |
| 職員を置かないことができる。 | 職員を置かないことができる。 |
| (1)及び(2) 一略一 | (1)及び(2) 一略一 |
| (3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉 | (3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉 |
| 士及び介護福祉士法 <u>附則第20条第1項</u> の登録 | |
| に係る事業所である場合に限る。)において、 | に係る事業所である場合に限る。)において、 |
| 医療的ケアのうち特定行為(同法 <u>附則第3条</u> | 医療的ケアのうち特定行為(同法 <u>附則第10条</u> |
| <u>第1項</u> に規定する特定行為をいう。次条及び | <u>第1項</u> に規定する特定行為をいう。次条及び |
| 第40条において同じ。)のみを必要とする障 | |
| 害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事 | |
| 業又はその一環として特定行為業務(同法附 | |
| <u>則第20条第1項</u> に規定する特定行為業務をい | <u>則第27条第1項</u> に規定する特定行為業務をい |
| う。次条及び第40条において同じ。)を行う | う。次条及び第40条において同じ。)を行う |
| 場合 | 場合 |
| 3及び4 一略一 | 3及び4 一略一 |
| | 第7条 一略一 |
| 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発 | |
| 達支援事業所において、日常生活を営むのに必 | |
| 要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員 | |
| を、日常生活及び社会生活を営むために医療的 | |
| ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害 | |
| 児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、そ | |
| れぞれ置かなければならない。ただし、次の各 | れぞれ置かなければならない。ただし、次の各 |
| 号のいずれかに該当する場合には、看護職員を | 号のいずれかに該当する場合には、看護職員を |
| 置かないことができる。 | 置かないことができる。 |
| (1)及び(2) 一略一(2) 米茲地安坦音発達支援事業所(社会短知) | (1)及び(2) 一略一 (2) 米茲地字坦音 発達古塔東業所(社会短期) |
| (3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉 土及び企業短祉士法附則第20条第1項の登録 | |
| 士及び介護福祉士法 <u>附則第20条第1項</u> の登録 | エスワノ 愛岡江エム <u>四別知41木舟1頃</u> の登跡 |

に係る事業所である場合に限る。)において、 医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする 障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの 事業又はその一環として特定行為業務を行う 場合

 $3 \sim 5 - 86 - 86 - 100$

(従業者)

第40条 一略一

第40条 一哈一 界 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後 2 等デイサービス事業所において、日常生活を営 むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練 担当職員を、日常生活及び社会生活を営むため に医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠で ある障害児に医療的ケアを行う場合には看護職

- 員を、それぞれ置かなければならない。ただし、 次の各号のいずれかに該当する場合には、看護 職員を置かないことができる。
- (1)及び(2) -略-
- (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所 (社会福祉士及び介護福祉士法<u>附則第20条第 1項</u>の登録に係る事業所である場合に限る。) において、医療的ケアのうち特定行為のみを 必要とする障害児に対し、当該登録を受けた 者が自らの事業又はその一環として特定行為 業務を行う場合
- 3及び4 一略-

に係る事業所である場合に限る。)において、 医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする 障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの 事業又はその一環として特定行為業務を行う 場合

3~5 一略一

(従業者)

第40条 一略一

前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後 等デイサービス事業所において、日常生活を営 むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練 担当職員を、日常生活及び社会生活を営むため に医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠で ある障害児に医療的ケアを行う場合には看護職 員を、それぞれ置かなければならない。ただし、 次の各号のいずれかに該当する場合には、看護 職員を置かないことができる。

(1)及び(2) -略-

- (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所 (社会福祉士及び介護福祉士法<u>附則第27条第 1項</u>の登録に係る事業所である場合に限る。) において、医療的ケアのうち特定行為のみを 必要とする障害児に対し、当該登録を受けた 者が自らの事業又はその一環として特定行為 業務を行う場合
- 3及び4 一略一

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正す る条例(平成30年3月県条例第31号)の一部を改正する条例(案)新旧対照表

| 現 行 | 改 正 案 |
|--------------------------------|--------------------------------|
| 附 則 | 附則 |
| 1 一略一 | 1 一略一 |
| 2 この条例の施行の際現に障害者の日常生活及 | 2 この条例の施行の際現に障害者の日常生活及 |
| び社会生活を総合的に支援するための法律(平 | び社会生活を総合的に支援するための法律(平 |
| 成17年法律第123号) 第29条第1項の規定により | 成17年法律第123号) 第29条第1項の規定により |
| 指定を受けている改正前の第7条及び第10条に | 指定を受けている改正前の第7条及び第10条に |
| 規定する指定障害者支援施設については、改正 | 規定する指定障害者支援施設については、改正 |
| 後の第5条及び第9条の規定にかかわらず、 <u>令</u> | 後の第5条及び第9条の規定にかかわらず、 <u>令</u> |
| <u>和4年3月31日</u> までの間は、なお従前の例によ | <u>和6年3月31日</u> までの間は、なお従前の例によ |
| る。 | る。 |